

独立行政法人医薬基盤研究所 中期目標・中期計画（変更後）

独立行政法人医薬基盤研究所第2期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(変更後)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
独立行政法人医薬基盤研究所の第二期中期目標 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。 平成22年3月1日 厚生労働大臣 長妻 昭 （前文）（略） 第1 中期目標の期間 （略）	独立行政法人医薬基盤研究所の第二期中期目標(案) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。 平成22年3月1日 <u>平成25年5月15日改正</u> 厚生労働大臣 長妻 昭 （前文）（略） 第1 中期目標の期間 （略）	独立行政法人医薬基盤研究所中期計画 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成22年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人医薬基盤研究所中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人医薬基盤研究所中期計画を作成する。 平成22年3月31日 独立行政法人医薬基盤研究所 理事長 山西 弘 一	独立行政法人医薬基盤研究所中期計画(案) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成22年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人医薬基盤研究所中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人医薬基盤研究所中期計画を作成する。 平成22年3月31日 <u>平成25年5月15日改正</u> 独立行政法人医薬基盤研究所 理事長 山西 弘 一	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 A. 全体的事項 （略）	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 A. 全体的事項 （略）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 A. 全体的事項 （略）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 A. 全体的事項 （略）	
B. 個別的事項 1. 基盤的技術研究 （略）	B. 個別的事項 1. 基盤的技術研究 （略）	B. 個別的事項 1. 基盤的技術研究 （略）	B. 個別的事項 1. 基盤的技術研究 （略）	
2. 生物資源研究 （略）	2. 生物資源研究 （略）	2. 生物資源研究 （略）	2. 生物資源研究 （略）	
3. 研究開発振興 （略）	3. 研究開発振興 （略）	3. 研究開発振興 （略）	3. 研究開発振興 （略）	
（新設）	<u>4. 創薬支援</u> <u>アカデミア等の優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげることができるように、基礎研究等から医薬品の実用化まで切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制の本部機能を中心となって担い、有望なシーズの情報収集・調査や評価・選定をはじめ、研究に対する出口戦略の策定・助言、応用研究から非臨床試験を中心とした技術的助言や支援、知財管理支援、企業連携支援等を行うこと。</u>	（新設）	<u>4. 創薬支援</u> <u>アカデミア等の優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげることができるように、基礎研究等から医薬品の実用化まで切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制の本部機能を中心となって担うため、創薬支援戦略室を設置し、以下の措置を実施する。</u> <u>（1）有望なシーズの情報収集・調査や評価・選定</u> <u>アカデミア等における創薬シーズについて、積極的に情報収集や調査を行うとともに、これを適正に評価した上で、有望なものを支援対象として選定する。</u>	「医療イノベーション5か年戦略」（平成24年6月6日医療イノベーション会議決定）における記載事項を踏まえた見直し案 Ⅲ－1－3 医薬品・医療機器開発支援体制の整備 <u>1. オールジャパンの医薬品・医療機器開発支援体制の整備</u>

独立行政法人医薬基盤研究所第2期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(変更後)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
			<u>(2) 出口戦略の策定・助言</u> 選定した有望なシーズ（以下「選定シーズ」という。）について、企業への導出による確実な実用化を図るための出口戦略を策定するとともに、応用研究から非臨床試験を中心に、マネジメントや技術面を含めた助言を行う。 <u>(3) 応用研究等の支援</u> 応用研究から非臨床試験を中心として、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人産業技術総合研究所等の創薬関連研究機関による選定シーズへの技術的な支援について調整を行う。 <u>(4) 知財管理支援</u> 選定シーズに関する特許や創薬過程における周辺特許等、研究者に対して医薬品の実用化に必要な知財管理の指導・助言等による支援を行う。 <u>(5) 企業連携支援</u> 最終的な出口となる企業と研究者との十分な連携を支援し、選定シーズの企業への円滑な導出による早期の実用化を目指していく。	
第3 業務運営の効率化に関する事項	第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 機動的かつ効率的な業務運営 (略)	1. 機動的かつ効率的な業務運営 (略)	1. 機動的かつ効率的な業務運営 (略)	1. 機動的かつ効率的な業務運営 (略)	
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア (略)	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア (略)	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア (略)	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア (略)	
イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、事業費については、中期目標期間中の初年度と比べて6.2%程度の額を節減すること。	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、事業費については、中期目標期間中の初年度と比べて6.2%程度の額を節減すること。 <u>ただし、中期目標初年度の当初予算に計上されなかった業務分等はその対象としない。</u>	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに調達コストの縮減等により、事業費の中期計画予算については、中期目標期間の終了時において、中期目標期間中の初年度と比べて6.2%程度の節減額を見込んだものとする。	イ 効率的な事業運営による事業費の節減 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに調達コストの縮減等により、事業費の中期計画予算については、中期目標期間の終了時において、中期目標期間中の初年度と比べて6.2%程度の節減額を見込んだものとする。 <u>ただし、中期目標初年度の当初予算に計上されなかった業務分等はその対象としない。</u>	
ウ～オ (略)	ウ～オ (略)	ウ～オ (略)	ウ～オ (略)	
第4 財務内容の改善に関する事項 (略)	第4 財務内容の改善に関する事項 (略)	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	

独立行政法人医薬基盤研究所第2期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(変更後)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
		1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 (略) 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (略) 第6 剰余金の使途 (略)	1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 (略) 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (略) 第6 剰余金の使途 (略)	
第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)	第5 その他業務運営に関する重要事項 (略)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第157号)第3条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第157号)第3条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	
		(1) 人事に関する事項 ア (略) イ 研究部門で新たに採用する常勤職員は、若手研究者等を中心に、原則として5年以内の任期を付して雇用する。 また、任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究者としての能力が確認された者を採用するため、多様な機関での研究経験を重視することや、テニユア・トラック制(厳格な審査を得てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者としての研究を積みことができる仕組み)の導入を図る。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数(若手任期付研究者を除く)は、期初の100%を上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数 82人(上限) [注] 若手任期付研究者を除く (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 3,966百万円(見込)(検討中) ウ (略)	(1) 人事に関する事項 ア (略) イ 研究部門で新たに採用する常勤職員は、若手研究者等を中心に、原則として5年以内の任期を付して雇用する。 また、任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究者としての能力が確認された者を採用するため、多様な機関での研究経験を重視することや、テニユア・トラック制(厳格な審査を得てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者としての研究を積みことができる仕組み)の導入を図る。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数(若手任期付研究者及び創薬支援業務の実施に伴い増員した17人を除く)は、期初の100%を上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数 82人(上限) [注] 若手任期付研究者を除く [注] 創薬支援業務の実施に伴い増員した17人を除く (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 4,283百万円(見込) ウ (略)	
		(2) セキュリティの確保 (略)	(2) セキュリティの確保 (略)	
		(3) 施設及び設備に関する事項 (略)	(3) 施設及び設備に関する事項 (略)	